

堺市協第 1883 号
令和 7 年 2 月 7 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

市 民 人 権 局
市 民 生 活 部 長

防犯灯電気料金支援金に係る認定防犯灯台帳確認届等の送付について

本市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力㈱に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

今般、令和 7 年度の防犯灯電気料金支援事業の実施に向け、令和 6 年度分の認定防犯灯につきまして認定防犯灯台帳確認届を自治会等の皆様にご提出していただく必要があり、別紙のとおり認定防犯灯台帳確認届を区役所自治推進課から各単位自治会等に送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【認定防犯灯台帳確認届等の送付について】

- ・送付時期 令和 7 年 2 月上旬～2 月下旬
- ・提 出 先 区役所自治推進課
- ・提出期限 区役所自治推進課から改めてお知らせいたします。

なお、今後、単位自治会等の代表者が変更された場合につきましても、必ず、同封の代表者変更届を区役所自治推進課にご提出いただきますようお願ひいたします。

<問い合わせ先>
市民生活部 市民協働課（担当：佐伯・末松）
TEL：072-228-7405
FAX：072-228-0371

防犯灯電気料金支援金に係る認定防犯灯台帳確認届の提出について

堺市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することで、その防犯灯の電気料金を市が関西電力(株)に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

同制度の次年度の準備事務として「**堺市認定防犯灯台帳確認届（要綱様式第1号）**」と**認定防犯灯台帳**を送付いたしますので、内容をご確認のうえ、認定防犯灯台帳確認届を区役所自治推進課へ必ずご提出いただきますようお願ひいたします

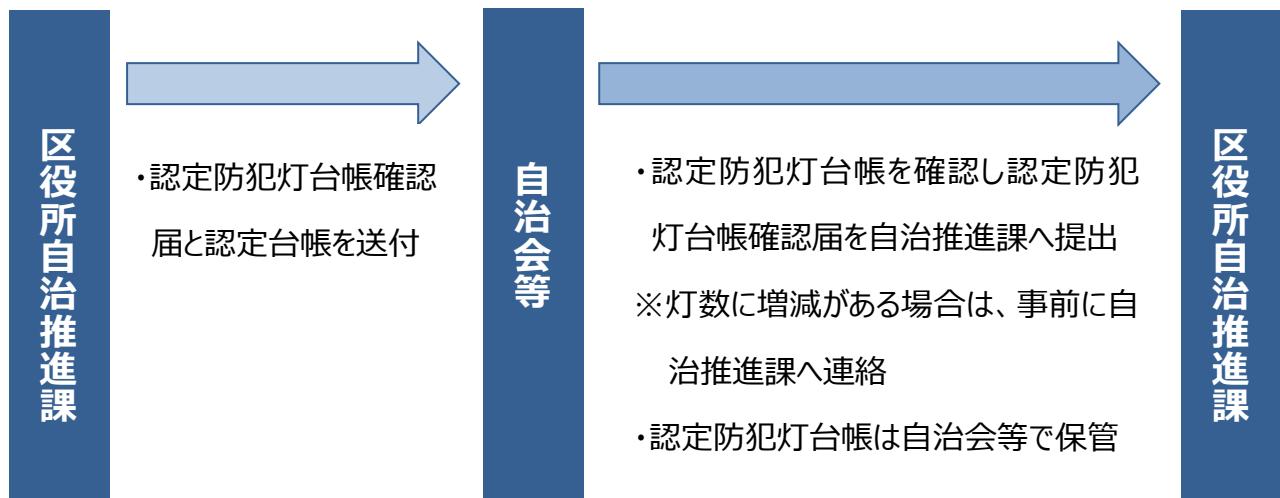
※認定防犯灯台帳は各自で保管していただきますようお願ひいたします。

送付時期	令和7年2月10日発送予定
提出期限	令和7年3月3日（月）

«次の場合は別途手続きが必要になりますのでご注意ください！»

- ▶ 灯数の増減や LED 化によるワット数の変更がある場合は、認定防犯灯台帳確認届を提出する前に必ず各区役所自治推進課までお問い合わせください。
- ▶ 自治会等の代表者が変更になる場合は、同封の「代表者変更届」を区役所自治推進課にご提出ください。

認定防犯灯台帳確認届提出までの流れ



«参考：認定防犯灯の認定基準»

①電気事業者の供給約款の契約種別において「公衆街路灯A」であること

②1灯あたりの消費電力が60ワット以下の防犯灯

※ただし、平成29年3月31日までに設置され、平成29年度中に認定されたものは除く

③堺市の区域内に設置されている防犯灯であること

※ただし、堺市の区域外に設置されている防犯灯であっても、他市の補助制度の対象ではなく、本市域を照らしており本市民の生活安全上必要と認められるものは含む

«問い合わせ先»

南区役所 自治推進課	TEL 290-1803
市民協働課	TEL 228-7405

堺市認定防犯灯台帳確認届

年　月　日

区長殿

申請人

所在地

団体名

代表者職氏名

代表者住所

令和6年度の認定防犯灯台帳に記載された内容について、変更の有無は下記のとおりです。

1. 有 2. 無

認定防犯灯台帳の写しに変更がある場合、下記に変更内容を記載ください。

1	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)		
	変 更 内 容		
2	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)		
	変 更 内 容		
3	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)		
	変 更 内 容		
4	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)		
	変 更 内 容		
5	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)		
	変 更 内 容		
添付書類	認定防犯灯台帳の写し (年度分)		
担当者氏名		電 話 番 号	

※変更内容の欄には新規設置、廃止、ワット数の変更内容を記入してください。お客様番号とは、
1灯毎に付番された左5番目から10桁の番号です（電気工事会社等にご確認ください）。

台帳の見本

認定防犯灯台帳1

2* ⇒公衆街路灯

集約番号:

346678

請求書送付先: 堺市〇区役所 自治推進課
〒590-0078 堺市〇区〇〇〇●町〇-〇

ご契約者名義 (関西電力(株))		〇〇自治会(防犯灯)	認定申請者名 (認定防犯灯申請)		堺市〇〇自治会			
認定年月日		電気ご使用場所	所	日程	お客様番号	契約種別	既集約番号	W数
			(2ヶタ)	(2ヶタ)	町名(4ヶタ)	番号(6ヶタ)	(2ヶタ)	(6ヶタ)
1	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901234	2*	345678 ○
2	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901235	2*	345678 ○
3	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901236	2*	345678 ○
4	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901237	2*	345678 ○
5	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901238	2*	345678 ○
6	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901239	2*	345678 ○
7	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901240	2*	345678 ○
8	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901241	2*	345678 ○
9	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901242	2*	345678 ○
10	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901243	2*	345678 ○
11	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901244	2*	345678 ○
12	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901245	2*	345678 ○
13	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901246	2*	345678 ○
14	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901247	2*	345678 ○
15	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901248	2*	345678 ○
16	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901249	2*	345678 ○
17	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901250	2*	345678 ○
18	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901251	2*	345678 ○
19	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901252	2*	345678 ○
20	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901253	2*	345678 ○
21	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901254	2*	345678 ○
22	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901255	2*	345678 ○
23	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901256	2*	345678 ○
24	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901257	2*	345678 ○
25	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901258	2*	345678 ○
26	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901259	2*	345678 ○
27	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901260	2*	345678 ○
28	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901261	2*	345678 ○
29	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901262	2*	345678 ○
30	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901263	2*	345678 ○

記入例

堺市認定防犯灯台帳確認届

日付は、空欄にしてください。

区長 殿

事務所がある場合は、事務所の住所を。事務所がない場合は、代表者の住所を記載してください。

令和 年 月 日

申請人

所在地 堺市●区●●町●番●号

団体名 ●●自治会

代表者職氏名 会長 堀 太郎

代表者住所 堺市●区●●町●番●号

- ・増減がない場合は無に○をしてください。
- ・増減がある場合は、提出前に、必ず区役所自治推進課にお問い合わせください。

令和6年度の認定防犯灯台帳に記載された内容について、変更の有無は下記のとおりです。

1. 有

2. 無

代表者氏名を記載してください。押印は必要ありません。
また、認可地縁団体も同様です。

認定防犯灯台帳の写しに変更がある場合、下記に変更内容を記載ください。

1	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)	
	変 更 内 容	
2	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)	
	変 更 内 容	
3	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)	
	変 更 内 容	
4	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)	「認定防犯灯台帳の写し」は、市で添付しますので、確認届のみ提出してください。
	変 更 内 容	
5	内 容 変 更 し た 防 犯 灯 (お 客 様 番 号)	連絡先が代表者以外の場合は、担当者の氏名・電話番号を記入してください。 <u>連絡先が代表者の場合は、代表者の電話番号のみを記入してください。</u>
	変 更 内 容	
添付書類	認定防犯灯台帳の写し（令和6年度分）	
担当者氏名	電 話 番 号	

※変更内容の欄には新規設置、廃止を記入してください。お客様番号とは、1灯毎に付番された左5番目から10桁の番号です（電気工事会社等にご確認ください）。

代表者変更届（認定防犯灯電気料金支援金用）

区長殿

令和 年 月 日

届出人
所在地
団体名
代表者職氏名
代表者電話番号

当団体の代表者が下記のとおり変更となりましたので、お届けいたします。

記

項目	変更前	変更後
所在地		
代表者職氏名		
代表者住所		

※変更のあった項目のみ記載してください。

※届出人は、変更後の代表者となります。

※所在地は、団体に事務所がある場合は、事務所の住所を記載してください。

事務所がない場合は、代表者の住所を記載してください。

防犯灯の LED 化はお済みですか？

「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」で
蛍光灯防犯灯を含む一般照明用蛍光灯の
製造と輸出入が令和 9 年末で廃止※決定のため
蛍光灯の交換ができなくなります

のことから、本市では令和 6 年度から令和 9 年度の期間限定の事業として、校区自治連合会へ加入している団体所有の防犯灯のうち、蛍光灯型防犯灯から LED 防犯灯への更新する際の費用の一部補助を行っております。

つきましては、下記の事業概要をご確認いただき、令和 7 年度以降、補助金の利用をご希望される団体におかれましては、校区自治連合会又は自治推進課へご相談ください。

また、校区自治連合会未加入の団体におかれましては、補助金利用の検討を契機に校区自治連合会へご加入いただければと存じます。

【事業概要】

補助対象者	校区自治連合会及び校区自治連合会が運営に関する団体
補助対象条件	① 既に設置している蛍光灯型等の防犯灯から LED 防犯灯への更新 ② 公衆街路灯（A）であること
補助金の額	1 灯につき 30,000 円を限度に、補助対象経費に 10 分の 9 を乗じて得た額

【問合せ先】

堺市南区役所 自治推進課 自治安全係

〒558-0043 堺市南区桃山台 1-1-1

TEL : 072-290-1803 FAX : 072-290-1814

※流通在庫の販売や購入、使用することは禁止されません。

一般照明用の蛍光ランプ¹の製造・輸出入は2027年までに廃止されます

2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、

一般照明用¹の蛍光ランプの製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。

既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

廃止の時期（蛍光ランプの種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光ランプ	環形蛍光ランプ	コンパクト形蛍光ランプ
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日
写真（例）			

(※) 直管蛍光ランプと環形蛍光ランプには一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光ランプとプレミアムタイプの「三波長系」蛍光ランプとの二種類があり、互換性があります。後者の方が高効率でより明るい仕様です。「ハロリン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が廃止されます。

一般照明用蛍光ランプの表示例

製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光ランプです。

（蛍光ランプに印字された品番に、三波長系蛍光ランプのみ
「3波長形」または「EX」と表示ありますが、これらの表示がない
ものはハロリン酸塩系のランプです。）



海外製品では品番の表記が異なることがありますので、お手持ちの製品が蛍光ランプかわからない場合は、お近くの蛍光ランプ取扱店またはメーカーにお問い合わせください。

LED 照明への切り替え

一般照明用の蛍光ランプの製造・輸出入の廃止に伴い、LED 照明への計画的な更新をお願いいたします。切り替え工事が必要な場合もあります。

LED 照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光ランプ確保についてご相談ください。

【本件に関するお問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL : 03-3501-0080 e-mail : bzl-suigin@meti.go.jp

環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL : 03-5521-8260 e-mail : suigin@env.go.jp

¹一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。

https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_lamp_youto.pdf